第四十一条を削る。

第四十二条第一号中「保険金又は再保険金支払」を「保険金支払」に改め、同条第二号中「又は中央会」及び「又は再保険金」を削り、同条を第四十一条とし、第四十三条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（再保険の免責）

第四十三条　法第百三十五条第一号に該当する場合は、政府は、組合に支払の責めがない限度に応じて再保険金の額の全部又は一部を支払わない。

2　法第百三十五条第二号に該当する場合は、政府は、組合が支払うべき保険金の額を査定して再保険金の額の一部を支払わない。

3　法第百三十五条第三号に該当する場合は、政府は、再保険金の額の全部又は一部を支払わないことができる。ただし、組合が不正の目的をもつて通知を怠り、又は虚偽の通知をしたときは、政府は、再保険金の額の全部を支払わない。

第四十四条から第四十七条までを削る。

第四十八条中「又は中央会」を削り、「第百三十八条の二十二第一項」を「第百三十七条第一項」に改め、同条を第四十四条とし、第四十九条を第四十五条とする。

第五十条を削る。

第五章を第四章とする。

第六章中第五十一条を第四十六条とする。

第五十二条中「第十九条の三まで」を「第十九条の五まで」に、「設定」を「作成」に、「五分の一以上に相当する額で」を「法第百二条の規定により設ける各会計の準備金の合計額が漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。）第二条に規定する額を超えるように」に、「「額」を「「定款で定める額」に改め、同条を第四十七条とする。

第五十三条を削る。

第六章を第五章とする。

附則第四項の見出しを「（普通損害保険の特定特約部分に係る損害防止軽減費用の塡補の特例）」に改め、同項中「特殊保険」を「普通損害保険の特定特約部分」に改める。

附則第五項の前の見出しを「（普通損害保険の特定特約部分に係る漁具についての損害の塡補の特例）」に改め、同項中「特殊保険」を「普通損害保険の特定特約部分」に改める。

附則第六項中「特殊保険」を「普通損害保険の特定特約部分」に、「てん補」を「塡補」に改める。

附則第七項中「又は法」を「又は」に、「組合の」を「組合が」に改める。

附則第八項を削る。

（漁業災害補償法施行規則の一部改正）

第二条　漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の十九」を「第七十一条の二十」に改める。

第八条第一号及び第十一条の二中「第百十四条各号に掲げる」を「第百十四条に規定する」に改める。

第二十条中「、特定養殖業」を「、法第百十四条の政令で定める養殖業に係るものにあつては同項第二号に規定する申込みに係る共済契約、特定養殖業」に、「令第二十五条第二項第三号」を「同項第三号」に改める。

第二十二条第一号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「又は第三号」を削り、同号ロ中「すべて」を「全て」に改める。

第二十三条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「（第二号ロを除く。）」を削り、同条第三号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十七条第一項第二号ニを次のように改める。

ニ　単位漁場区域（法第百十八条第一項に規定する単位漁場区域をいう。以下同じ。）

第三十一条第一項ただし書中「（令第六条第三号に掲げる漁業に係るものを除く。）」及び「、当該共済契約が令第六条第三号に掲げる漁業に係る漁獲共済に係るものである場合において、当該被共済者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額（被共済者が法第百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額）がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき（被共済者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額のいずれもがその単位共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき）若しくは当該被共済者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲数量（被共済者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲数量の合計数量とし、被共済者が同号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲数量の合計数量とする。）がその基準漁獲数量に第五十三条の五に規定する数値を乗じて得た数量を超えているとき」を削り、「生産数量（被共済者が同号）」に、「第七十一条の十三」を「第七十一条の十四」に改める。

第三十二条第一項中「、法第百十六条第一項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員」を削る。

第三十三条第一項ただし書中「（令第六条第三号に掲げる漁業に係るものを除く。）」を削り、「第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者のすべて」を「第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全て」に、「同項第二号に掲げる団体であるときは、その構成員のすべて」を「同項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全て」に、「同項第二号ロ」を「同号ロ」に改め、「、当該共済契約が令第六条第三号に掲げる漁業に係る漁獲共済に係るものである場合において、当該被共済者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額（被共済者が同項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額）がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき（被共済者が同号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額のいずれもがその単位共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき）若しくは当該被共済者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲数量（被共済者が同号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲数量の合計数量とし、被共済者が同号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲数量の合計数量とする。）がその基準漁獲数量に第五十三条の五に規定する数値を乗じて得た数量を超えているとき」を削り、「同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全て」に、「第七十一条の十三」を「第七十一条の十四」に改める。

第四十八条中「同条第三項」を「第三項」に、「第九条の三」を「第九条の三第二号」に改める。

第五十一条第一号中「すべて」を「全て」に、「同号ロに掲げる」を「同項第一号ロに掲げる」に改め、同条第二号中「すべて」を「全て」に、「第九条の三」を「第九条の三第一号」に改め、同条第三号中「すべて」を「全て」に、「同号ハ」を「同項第二号ハ」に改め、同条第四号中「すべて」を「全て」に改める。